

とちぎ雇用維持確保・テレワーク等推進会議設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大により、本県の経済状況や雇用環境は厳しい状況にあることから、「雇用維持・経済回復に向けた公労使共同宣言」の実現に向け、必要な事項を協議するため、「とちぎ雇用維持確保・テレワーク等推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進会議は別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 会長は、栃木県知事が務める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、推進会議を総括する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。
- 5 委員が欠席の時は代理の出席を認める。

(議事内容)

第3条 推進会議は、以下の事項について協議を行う。

- (1) 雇用の維持確保に関する事
- (2) 経済活動の回復に関する事
- (3) テレワークなど新たな働き方に関する事
- (4) その他、雇用や経済対策等に関する事

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議に会長が出席できない場合は、会長の指名により、会長以外の委員に議長を委任することができる。

(部会)

第5条 推進会議の目的を達成する上で必要な事項を検討するため、部会を置くことができる。

2 部会は、検討するテーマに応じて、別表に掲げる団体のほか、関係団体の中から会長が指名する。

(庶務担当)

第6条 推進会議の庶務は、栃木県産業労働観光部労働政策課が所管する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月17日から施行する。

別表

とちぎ雇用維持確保・テレワーク等推進会議 委員名簿

団体名	職名
栃木県	知事
栃木県市長会	会長
栃木県町村会	会長
栃木労働局	局長
日本労働組合総連合会栃木県連合会	会長
一般社団法人 栃木県経営者協会	会長
公益社団法人 栃木県経済同友会	筆頭代表理事
一般社団法人 栃木県商工会議所連合会	会長
栃木県商工会連合会	会長
栃木県中小企業団体中央会	会長